

# 参画パートナー登録説明資料（概要）

---

長野市子どもの体験・学び応援事業  
「みらいハッ!ケン」プロジェクト

事業実施 長野市こども未来部こども政策課  
運営事務局 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン  
株式会社ながのアド・ビューロ



## 「みらいハッ！ケン」プロジェクト

本事業を通じて、

『自分の好きな活動を見つける、又は、更に探求することで、  
自分の「みらい」を「ハッケン」してほしい』

『子どもたちが新たな世界・可能性に出会うきっかけに繋がりたい』  
そんな思いからこのプロジェクト名を付けました。

地域の様々な人たちが連携協力しながら  
すべての子どもたちが、多様な体験の機会を得られるよう  
長野市が立ち上げました。

この取り組みを通じて、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、  
自己肯定感を育みながら成長できる環境を提供します。

このプロジェクトでは、長野市に居住する小学生・中学生に、スポーツや文化芸術、自然体験、民間の各種教室などで利用できる電子ポイントを付与します。  
皆様と連携し、子どもたちが成長できる環境を提供していきます。

## スポーツ



例) 球技、水泳、武道・格闘技、ダンス・バレエ・舞踊、体操、陸上競技、ウィンタースポーツ等

## 文化・芸術



例) 音楽、アート・造形・工作、演劇・ミュージカル、英会話、習字・書道、料理、プログラミング等

## 自然体験



例) キャンプ・自然体験、社会体験・職業体験、レクリエーション等

※ 学習塾や家庭教師などの学習指導は**中学生のみ対象**となります。  
※ フリースクールや発達支援・療育などのサービスも対象となります。

# プロジェクト概要



	対象者	長野市内に居住している 小学1年生から中学3年生までの子どもの保護者
	対象者数	約28,000人
増額	ポイント付与額	子ども一人当たり 30,000円分
通年	利用期間	令和6年4月上旬～令和7年3月31日
	利用先	利用先として登録されたスポーツや文化芸術、自然体験、 民間の各種教室（塾や習い事など）
現地決済 機能追加	利用方法	パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機 器でポイントの利用手続きを行います。 ※オンラインでの利用手続きが難しい方は、別の方法で利用の手続きが可能です。
無料体験※ も登録可	利用範囲	利用期間内に提供されるサービス・プログラムに対する 参加費、月会費、年会費、入会金、教材費など

参画パートナーとは、子どもたちに体験や学びの機会を提供する法人や団体、個人のことです。皆さまの参画をお待ちしています！

## 参画パートナーの主な要件

- ✓ 本事業の趣旨・目的に賛同し、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる良質な環境と体験プログラム（または習い事）を提供すること
- ✓ 利用者の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保していること
- ✓ 提供するプログラム（サービス）の対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること
- ✓ 活動中（サービス提供中）の事故やけがの発生に細心の注意を払い、万が一事故発生時は、傷害・賠償等の保証を担保すること
- ✓ 「実施要綱」並びに「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

※主な要件のみ記載しています。詳細は「参画パートナー募集要項」等を必ずご確認ください。

## 参画パートナー

### 習い事

市の登録を受けた習い事事業者等が提供する主に以下に該当する継続的なサービス

- ◆ **文化・芸術教室**  
(英会話、音楽、絵画教室など)
- ◆ **スポーツ教室・スポーツチーム**  
(野球、ダンス、水泳教室、  
総合型地域スポーツクラブなど)
- ◆ **学習教室【中学生のみ】**  
(進学塾、補習塾、家庭教師など)
- ◆ **フリースクール、発達支援**



### 体験プログラム

市の登録を受けた団体や個人が提供する主に以下に該当する単発のプログラム

- ◆ **自然体験・社会体験**  
(キャンプ、職場体験など)
- ◆ **スポーツ・運動**  
(スキー教室、サッカー体験など)
- ◆ **文化・芸術**  
(楽器演奏体験、アートイベントなど)
- ◆ **無料プログラム**  
(企業の社会貢献によるもの、公共的団体または公共団体が主催するプログラム)



新規追加



✓ 習い事と体験プログラムの両方に申請することも可能です。



## 子どもたちに多様な選択肢をご提供ください

普段の活動や取組みをもとに、子どもたちが気軽に参加できる体験プログラムをご提供ください。  
なお、プログラム作りや実施に向けたご相談は、お気軽に運営事務局までお問合せください。

### 例1 習い事教室やプロが提供

- ✓ ピアノ教室の先生が、楽器を触って演奏できる「楽器演奏体験イベント」を開催
- ✓ スポーツ教室が、元プロ選手による3日間限定の「サッカー教室イベント」を開催

### 例2 地域のクラブやサークルが提供

- ✓ ダンスサークルが、小学生向けに「はじめてのダンス教室」を開催
- ✓ 料理クラブや子ども会などが、小中学生向けに「パン作り体験イベント」を開催

### 例3 NPOや子ども食堂が提供

- ✓ NPOやフリースクールが、居場所にきている子どもたち向けに「自然体験イベント」を開催
- ✓ 子ども食堂が、近隣の子どもたち向けに絵画・工作等の「アートイベント」を開催

### 例4 町の店舗や企業が提供

- ✓ 観光客に商品を提供しているお店が、「ブレスレット作り、カフェアート体験」などを開催
- ✓ 職場体験などを実施している企業が、「お仕事講座・工場見学会」を開催

# ポイントの利用方法について

ポイントの利用方法は3種類あります。

習い事でも利用可能

新規追加

## 直接受付タイプ

詳しくはP9

## 専用サイト受付タイプ

詳しくはP11

## 二次元コード受付タイプ

詳しくはP12

### ポイントの 利用方法

参画パートナーがパソコン等で  
専用サイトから  
ポイント利用登録

利用者がスマートフォン等で  
事前に専用サイトから  
ポイントの利用を予約

利用者がスマートフォン等で  
二次元コードを読み取って  
その場でポイント利用登録

### 利用額の 設定方法

ポイント利用額は  
ポイント利用登録時に  
参画パートナーが任意入力  
※1円単位で入力可能

事前に参画パートナーが  
設定した固定の利用額を  
利用者が予約・自動決済

事前に設定した固定の利用額と  
利用者側の任意入力額の  
両方対応可能  
※金額任意の場合：1円単位で入力可能

### システムでの 定員の管理

なし

あり  
※ 事前に参画パートナーが設定した  
定員に達したら受付終了

なし

### メリット

- ・ 予約/定員/決済を事業者が管理
- ・ オンラインでの手続きが難しい  
事業者はFAXで代行が可能
- ・ 利用額の個別対応が可能

- ・ 予約/定員/決済をシステムで管理  
(状況は随時お知らせ)
- ・ 事業者側でポイントの  
登録手続き不要

- ・ 予約不要/現地決済が可能
- ・ 事業者によるポイントの  
登録手続き不要

### 注意点

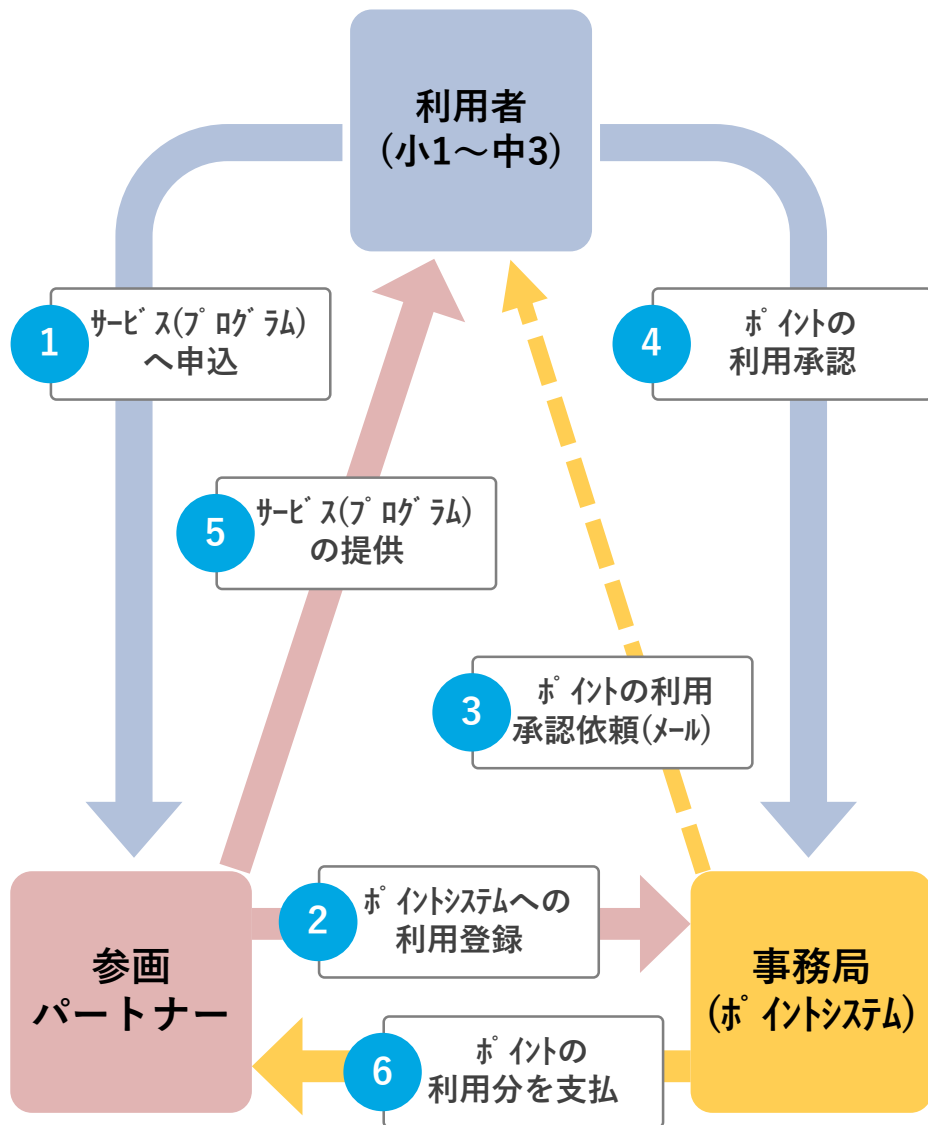
- ・ 利用件数分、事業者側で  
ポイントの登録手続きが必要
- ・ 支払いには利用者の承認が必要

- ・ 事前に金額の設定が必要  
(3万円を超えるものは不可)
- ・ 在籍生以外も予約が出来てしまう  
(確認とキャンセル手続きが必要)

- ・ 利用者がその場にスマート  
フォンや自身のID/パスワードを  
忘れた場合、ポイント利用不可



# ポイント利用・入金の流れ（直接受付タイプ）



- 1 サービス(プログラム)へ申込**  
 利用者は事業専用の検索サイトから通いたいサービス・プログラムを探し、直接参画パートナーへ申込みをします。
- 2 ポイントシステムへの利用登録** → 詳細はP.10をご覧ください。  
 参画パートナーは、パソコン等を用いて、利用者コード（ngnから始まるコード）、ポイント利用日、利用するポイント数等を入力して利用登録データを作成します。
- 3 ポイントの利用承認**
- 4 ポイントの利用承認**  
 ②で利用登録データが作成されると、利用者にポイント利用の承認依頼が通知されます。利用者は、ポイント利用の承認作業を行います。
- 5 サービス(プログラム)の提供**  
 参画パートナーは、サービスやプログラムを利用者に提供します。
- 6 ポイントの利用分を支払**  
 利用登録データで設定されたポイント利用日の翌月15日に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を、長野市から参画パートナーの指定口座に振込みます。

# ポイント利用手続きイメージ（直接受付タイプ）

インターネットを利用してポイントの利用手続きを行います。

参画パートナーが以下のように利用登録データを作成し、利用者がそれを承認することで、ポイント利用が確定します。

※特別なソフトは必要なく、パソコンやスマートフォンがあれば手続き可能です。

※オンラインでの利用手続きが難しい参画パートナーは、別の方法でポイント利用にかかる手続きが可能です。

**ポイントシステム画面のイメージ**

クーポン利用内容の入力（単発）

利用者コード 必須  
利用者コードを入力してクーポン利用者を照会してください。

1

サービス名（摘要） 必須

2

クーポン利用日 必須

3

利用するクーポン 必須

4

利用するポイント数を半角数字で入力してください。（カンマは不要）

**最後にクリック**

**1** 利用者に確認した利用者コードを入力し、「クーポン利用者を照会」をクリックします。ポイント利用者の氏名が正しく表示されたことを確認してください。

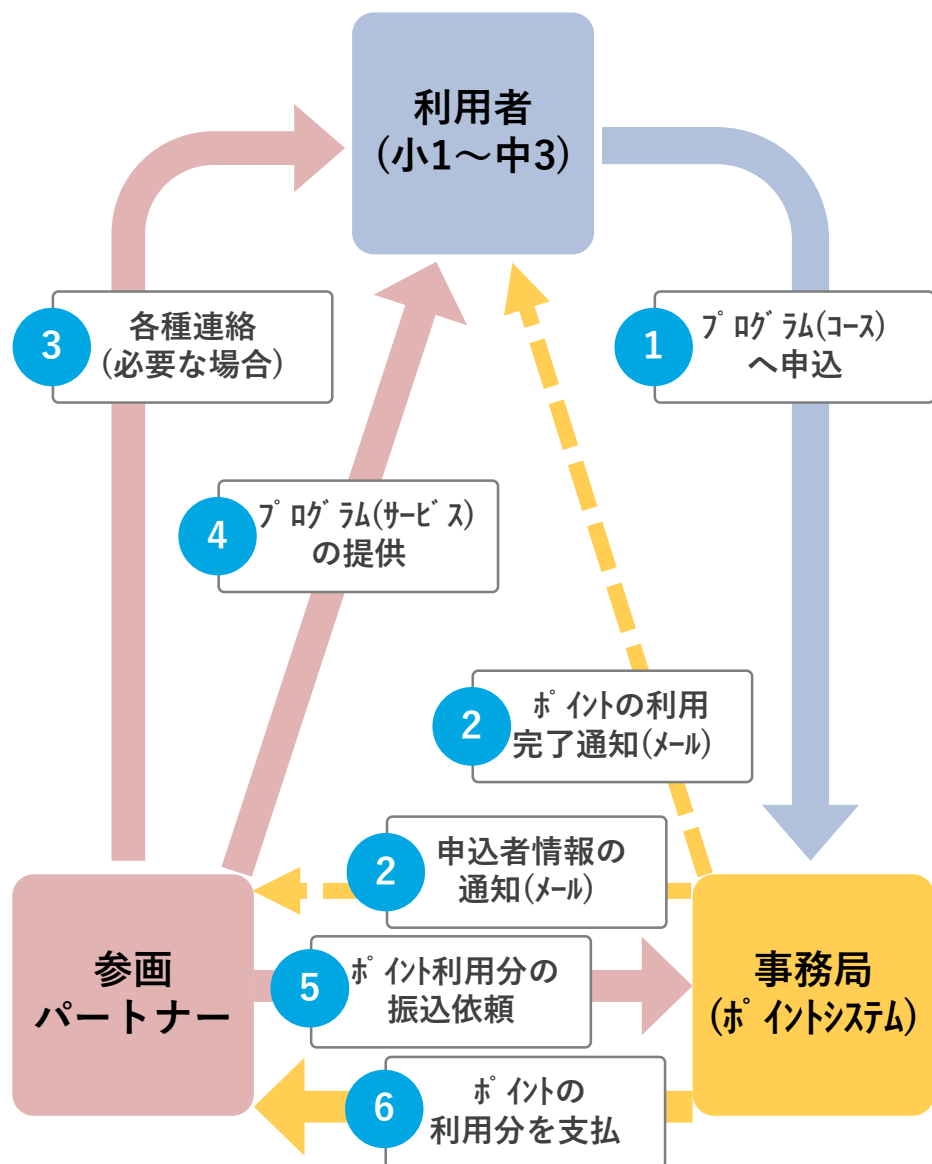
**2** ポイントを利用するサービスの名称(摘要)を入力します。  
※この内容は利用者へ通知されます。

**3** クーポン利用日を設定します。(初期設定では当日の日付が入っています)原則として、以下の通りに入力してください。  
**習い事:データ作成日当日**  
**体験プログラム:プログラム実施日**

**4** 利用するポイント数を入力します。

画面上「クーポン」と表示されていますが、「ポイント」とお読み替えてください。

# ポイント利用・入金の流れ（専用サイト受付タイプ）



## 1 プログラム(コース)へ申込

利用者は事業専用の検索サイトから、参加したいプログラム・コースを探し、そのまま検索サイト上で参加申込みをします。  
※自動的にポイント利用登録データが作成されるため、参画パートナーは手続き不要です。

## 2 申込者情報の通知(メール)

①で申込みが完了すると、システムから参画パートナーに、申込みがあった旨がメールにて通知されます。メールに記載しているURLからログインすると、申込者の情報が確認できます。  
同時に、利用者にはポイントの利用完了通知が送信されます。

## 3 各種連絡

参画パートナーは、必要に応じて利用者と連絡調整を行ってください。  
(例：送迎やアレルギー確認が必要な場合等)

## 4 プログラム(サービス)の提供

参画パートナーは、プログラムやサービスを利用者に提供します。

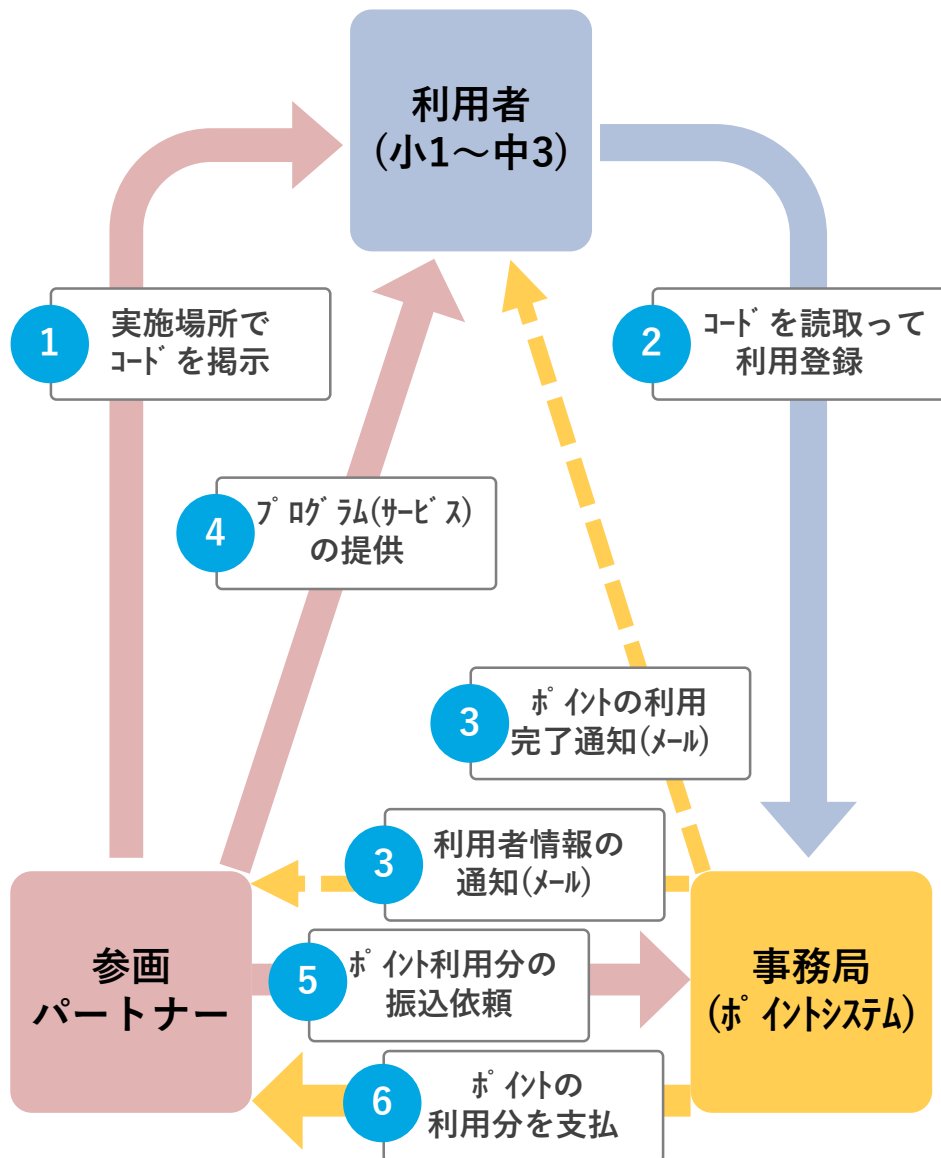
## 5 ポイント利用分の振込依頼

参画パートナーは、月末までに、システムから利用確定処理を行い、長野市へ振り込みを依頼します。

## 6 ポイントの利用分を支払

プログラム実施日（ポイント利用日）の翌月15日に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を、長野市から参画パートナーの指定口座に振込みます。

# ポイント利用・入金の流れ（二次元コード読取タイプ）



## 1 実施場所でコードを掲示

参画パートナーは、専用サイトからダウンロードした二次元コード（金額固定/任意を選択可）を実施場所等に掲示します。

## 2 コードを読取って利用登録

利用者は、スマートフォン等を用いて、二次元コードを読取ります。  
【金額固定コード】→事前に参画パートナーが設定したポイント数が表示されます。問題がなければ、利用者はそのまま決済に進みます。  
【金額任意コード】→利用者は、利用するポイント数を任意に入力し、決済へ進みます。

## 3 利用者情報の通知(メール)

②で利用登録が完了すると、システムから参画パートナーに、利用があった旨がメールにて通知されます。メールに記載しているURLからログインすると、利用者の情報が確認できます。同時に、利用者にはポイントの利用完了通知が送信されます。

## 4 プログラム(サービス)の提供

参画パートナーは、プログラムやサービスを利用者に提供します。

## 5 ポイント利用分の振込依頼

参画パートナーは、月末までに、システムから利用確定処理を行い、長野市へ振り込みを依頼します。

## 6 ポイントの利用分を支払

プログラム実施日（ポイント利用日）の翌月15日に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を、長野市から参画パートナーの指定口座に振込みます。

## STEP 1 登録申請

- 専用サイトでアカウントを発行してください。
- 発行されたアカウント情報をもとにログインし、WEB申請を行います。詳細は[P14](#)をご覧ください。
- 郵送での申請をご希望の方は運営事務局までご連絡ください。

## STEP 2 審査・登録

- 運営事務局にて書類確認や必要に応じて実地調査を行います。
- 書類に不備がある場合、再提出をしていただく場合があります。
- 登録の決定はメールにて通知します。「参画パートナーの手引き」などの必要書類は、メールの通知から1週間を目安に郵送します。

## STEP 3 WEB掲載

- 参画パートナーの情報は、利用者向けのポイント利用先検索サイトに掲載し、利用者へご案内いたします。
- 事業開始以降、登録申請から2週間を目安に検索サイトへ掲載します。体験プログラムを申請の際は、余裕を持った予約期間、開催日の設定をお願いいたします。



利用先検索サイト

<https://nagano-hakken.jp/programs/search/>

「みらいハッ！ケン」プロジェクト専用サイトよりご申請ください。

## 「みらいハッ！ケン」プロジェクト事業者サイト



<https://nagano-hakken.jp/provider/form/>

- 左記より事業者サイトにアクセスし、アカウントの発行を行ってください。  
※ アカウントの発行はどなたでも可能です。申請の際に別途審査を行います。
- 発行したアカウント情報でログインし、申請画面で必要事項を入力してください。
- 以下の書類をデータにて添付、またはURLでご提示いただきます。予めご準備のうえ、お進みください。
- 郵送で申請される方は、本事業HPより登録申請書を印刷のうえ、運営事務局(送付先は最終頁参照)へ郵送でご提出ください。
- 登録申請書の紙面送付をご希望の方は運営事務局までご連絡ください。

	対象者	必要書類
1	法人	法人の登記事項証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの）
	任意団体	団体規約および役員名簿
	個人事業主	本人確認書類（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）等の写し）
2	全員	サービス内容（活動内容）及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等） ※ ホームページに同内容が記載されている場合は、URLの提出で代えられます。

**Q. 親子・兄弟で参加する場合、親やポイント対象外の兄弟の参加費はどうすればいいか？**

- A. 保護者やポイント対象外の方が一緒に参加する場合で参加費が必要な場合は、他の支払方法で別途徴収してください。原則としてポイント対象外の方の参加費を含めて支払うことはできません。

**Q. 申請に必要な「活動内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）」とは具体的にどのようなものか。今回の事業用に作成したものでないといけないのか？**

- A. 申請者が実際に活動していることを証明するための書類ですので、今回の事業用に作成したチラシではありません。会社・団体案内のパンフレットや、普段の会員募集のチラシ、過去に実施したイベントのチラシ等が該当します。ホームページやSNSのURLがあれば、これらに替えることができるため不要です。

**Q. 長野市外だが申請・登録可能は可能か？**

- A. 申請者が長野市外の方でも、原則、長野市内を中心としてプログラム・サービスの提供を行うものであれば、登録可能です。ただし、習い事に限り、提供場所が隣接市町村であっても登録は可能です。

**Q. どのようなプログラム名・コース名で申請したらいいか。**

- A. 利用者が検索サイトからポイントの利用先を探す場合、ご申請いただいた『プログラム名・コース名・教室名』で表示されます。具体的な実施内容を盛り込み、一目でわかる内容にすることをお勧めします。  
例：はじめての方でもできる〇〇体験、△△を使った本格的な××づくり体験、□□が出来るようになる◆◆講座 など

**Q. 個人で営業しているため、参画パートナーとして登録しても本名や自宅を公表したくない。**

- A. お申し出いただければ、ホームページへの掲載事項についてはある程度考慮いたしますので、運営事務局にご相談ください。



## 長野市子どもの体験・学び応援事業 運営事務局

〒380-0935

長野県長野市中御所1-53-1 株式会社ながのアド・ビューロ1F

TEL **050-5538-3980** (平日10:00~18:00)

Mail [info@nagano-hakken.jp](mailto:info@nagano-hakken.jp)

\* 土日祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く

\* 本事業の運営は、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン  
及び株式会社ながのアド・ビューロが実施しています。